

大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書に対する意見（論点整理）

【新旧対照表】

赤字：委員意見 青字：市長意見 緑：複数者からの意見 黒：事務局意見

※旧は、令和5年度第4回千葉県環境影響評価委員会資料（令和5年6月16日開催）。

下線部は変更箇所。

図書:方法書ページ 参考:参考1,2の No.	新	旧
図書 2-1	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性【答申前文】</p> <p>ア 当該事業を実施する大平興産株式会社は、昭和60年に大塚山処分場（第一処分場）で廃棄物の埋立処分を開始して以降、民間企業の産業廃棄物のほか、県内自治体の一般廃棄物を受け入れ、<u>順次処分場の増設を行ってきた。</u></p>	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 大平興産株式会社は、<u>廃棄物の埋立処分場として、昭和60年から大塚山第一処分場の供用を開始して以来、順次第二処分場、第三処分場を近接地に増設して、民間企業の産業廃棄物のほか、県内自治体の一般廃棄物を受け入れている。</u></p>
図書 2-1, 2-5, 2-8	<p>イ 本事業は、既存の第三処分場（3-2）を嵩上げて埋立処分容量を増加させるとともに、新たに第四処分場を増設するものである。<u>また、埋立処分面積は約4.6ヘクタール拡大して合計約21.1ヘクタールとするとともに、埋立容量は約80.9万立方メートルを増加させて合計約384.0万立方メートルとする大規模な開発計画となっている。</u></p>	<p>イ 本計画は、既存の第三処分場（3-2）を嵩上げて埋立処分容量を増加させるとともに、新たに第四処分場を増設するものであり、埋立処分面積は約4.6ヘクタール拡大して合計約21.1ヘクタールとし、容量は約80.9万立方メートル増加となる。</p>
図書 2-12	<p>ウ 新たに約8.3ヘクタールの山林を改変し、埋立処分場や発生土置き場等とする。</p>	<p>ウ 新たに約8.3ヘクタールの山林を改変し、埋立処分場や発生土置き場等とする。</p>

<p>図書 3-9, 3-10, 3-200</p>	<p>(2) 地域特性【答申前文】</p> <p>ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）及びその周辺は、房総半島の中南部を占める上総丘陵にあり、県立高岩山自然公園が近接する<u>など山林に囲まれている。</u></p>	<p>(2) 地域特性</p> <p>ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」）及びその周辺は、房総半島の中南部を占める上総丘陵にあり、<u>蛇行して流下する湊川やその支流の高岩川によって浸食され、急崖と峡谷が複雑に入り組んでいる。</u></p>
<p>図書 3-155</p>	<p>イ サシバやオオタカをはじめ希少な動植物の生息又は生育が確認される豊かな自然環境が多く残されている地域である。</p>	<p>イ <u>事業区域は、県立高岩山自然公園が近接することに加え、その周囲には南房総国定公園、県立清和県民の森及び富津市民の森がある。</u></p>
<p>図書 2-18 別添-1</p>	<p>(3) その他【答申前文】</p> <p>ア <u>既存の処分場では、岩盤遮水構造として設置された第二処分場において、岩盤地層中に存在する透水性の高い地層を通じた保有水の漏洩が平成18年に判明し、現在も漏洩の影響が敷地外へ及ばないよう改善対策が講じられている。</u></p>	<p>ウ <u>これまでに猛禽類であるサシバやオオタカをはじめ希少な動植物の生息又は生育が確認されるなど、豊かな自然環境が多く残されている地域である。</u></p>
<p>図書 2-2 別添-1</p>	<p>イ <u>浸出水処理後の排水は、放流水路を經由して高岩川に流入しており、その下流において農業用水としての利水があることから、当該排水が合流した後の高岩川における塩化物イオン濃度の管理基準を定め、同基準の順守に向けた複数の対策が講じられている。</u></p>	<p>(3) その他</p> <p>岩盤遮水構造の処分場として設置した第二処分場では、<u>難透水性の岩盤地層中に、火山灰層等の透水性の高い地層が存在し、その地層を通じて保有水が漏洩していることが平成18年に判明し、現在も漏洩が継続している。そのため、保有水位が当該地層に達しないよう措置を講じている。</u></p> <p>イ <u>新規追加（塩化物イオン濃度の管理に関する意見に繋がる重要な事業特性として追加）</u></p>
<p>図書 2-2 別添-31</p>	<p>ウ <u>ア、イの特性は、本事業との関連があることから、本事業の環境影響評価の実施においても考慮する必要がある。</u></p>	<p>ウ <u>新規追加（事業特性と本事業との関連について追加）</u></p>

<p>図書 2-28 参考 24</p>	<p>2 事業計画 (1) 施設計画</p> <p>ア 第四処分場の浸出水集排水施設について、「廃棄物最終処分場の性能に関する指針」(平成14年11月環境省)に従い、保有水の水位を50cm以下とするとしているが、浸出水量や集排水管の管径等の設計根拠が示されていないことから、具体的な根拠を示すこと。[委・事]【指導】</p>	<p>2 事業計画 (1) 施設計画</p> <p>ア 第四処分場の浸出水集排水施設について、「廃棄物最終処分場の性能に関する指針」(平成14年11月環境省)に従い、保有水の水位を50cm以下とするとしているが、浸出水量や集排水管の管径等の設計根拠が示されていないことから、具体的な根拠を示すこと。[委・事]</p>
<p>図書 2-21</p>	<p>イ 第四処分場及び嵩上げ後の第三処分場(3-2)の遮水構造について、遮水シートの破損等、緊急時における措置について準備書に記載すること。[市・事]【指導】</p>	<p>イ 第四処分場及び嵩上げ後の第三処分場(3-2)の遮水構造について、遮水シートの破損等、緊急時における措置について準備書に記載すること。[市・事]</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p>

<p>図書 2-30, 2-38</p>	<p>(2) 排水計画</p> <p>ア 第三処分場(3-2)嵩上げ供用時の浸出水調整設備について、既存の(3-2)処分場と埋立面積がほぼ同じため、調整槽の容積を拡充しないとしているが、埋立容量の増加や近年の集中豪雨の発生状況を踏まえて最大となる浸出水量を算定し、その妥当性を示すこと。[市・事]【指導】</p> <p><u>イ 削除(3(3)水質アに移動)</u></p> <p><u>ウ 削除(3(3)水質イに移動)</u></p>	<p>(2) 排水計画</p> <p>ア 第三処分場(3-2)嵩上げ供用時の浸出水調整設備について、既存の(3-2)処分場と埋立面積がほぼ同じため、調整槽の容積を拡充しないとしているが、埋立容量の増加や近年の集中豪雨の発生状況を踏まえて最大となる浸出水量を算定し、その妥当性を示すこと。[市・事]</p> <p>イ 第四処分場の浸出水の塩化物イオン濃度について、ばいじんの受入を制限することにより3,000mg/L以下とする計画であるが、ばいじん以外の廃棄物の受入基準が明らかでなく、計画水質の根拠が不明確である。そのため、<u>ばいじん以外の受入廃棄物について、実績を踏まえ、その性状のデータを示した上で、計画水質の根拠を明らかにすること。</u></p> <p>ウ 受け入れる一般廃棄物のばいじんについて、塩化物イオンを含む浸出水の発生防止のため、既設の処分場と同様の対策としてシートで分離した区画に埋め立てる分離埋立を行うとしているが、現状において高濃度の塩化物イオンが検出されていることから、具体的な施工方法を示すとともに、その妥当性を説明すること。</p>
<p>図書 2-32 参考 27</p>	<p>イ 第三処分場(3-2)嵩上げの供用時における、浸出水を外部に搬出して委託処理する計画について、搬出までに貯留する浸出水の集水ピットの容量が十分である根拠を示すこと。[委・事]【指導】</p>	<p>エ 第三処分場(3-2)嵩上げの供用時における、浸出水を外部に搬出して委託処理する計画について、搬出までに貯留する浸出水の集水ピットの容量が十分である根拠を示すこと。[委・事]</p>

<p>図書 6-89 他 参考 1~4</p>	<p>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (1) 一般的事項 ア 本事業の環境影響評価の実施に当たっては、大塚山処分場第三処分場計画に係る環境影響評価及び事後調査によって把握した環境情報も活用すること。【答申】</p>	<p>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (1) 一般的事項 ア 本計画の環境影響評価の実施に当たっては、大塚山処分場第三処分場計画に係る環境影響評価及び事後調査によって把握した環境情報を活用すること。</p>
<p>図書 6 章</p>	<p>イ 第三処分場（3-2）の供用時と第四処分場の供用時では、予測の前提となる基本的な諸元が変わることから、それぞれの供用時について、予測及び評価を行うこと。【答申】</p> <p>ウ 削除（3（2）大気質、騒音及び振動 アに移動）</p>	<p>イ 第三処分場（3-2）及び第四処分場それぞれの供用時について、予測及び評価を行うこと。</p> <p>ウ 工事の実施に伴う発生土の仮置き場に発生土の破碎施設を設置する場合は、その構造及び処理能力を示し、施設の稼働に伴う粉じん、騒音及び振動の影響について、必要に応じて環境影響評価を行うこと。</p>
<p>図書 2-67</p>	<p>(2) 大気質、騒音及び振動 ア 工事の実施に伴う発生土の仮置き場に発生土の破碎施設を設置する場合は、その構造及び処理能力を明らかにするとともに、施設の稼働に伴う粉じん、騒音及び振動の影響について、必要に応じて環境影響評価を行うこと。 【答申】</p>	<p>(2) 大気質 ア 追加（3（1）ウ から移動）</p>
<p>図書 6-8 参考 56</p>	<p>イ 供用時における粉じんについて、発生源に埋立地、発生土置き場及び発生土仮置き場を含めて環境影響評価を行うこと。[委・事] 【答申】</p>	<p>施設の供用に伴い発生する粉じんについて、発生源に埋立地、発生土置き場及び発生土仮置き場を含めて環境影響評価を行うこと。[委・事]</p>
<p>図書 3-230, 6-47, 6-49</p>	<p>ウ 工事の実施時及び供用時における車両の走行に伴う騒音及び振動について、配慮が特に必要な学校等の施設への影響を適切に予測及び評価できるよう、必要に応じて調査・予測地点を追加すること。【答申】</p>	<p>ウ 追加（3（3）騒音及び振動 から移動）</p>

<p>図書 2-32, 2-42</p>	<p>(3) 水質</p> <p>ア 第四処分場の浸出水の塩化物イオン濃度について、ばいじんの受入を制限することにより 3, 000 mg/L 以下とする計画であるが、ばいじん以外の廃棄物の受入基準が明らかでなく、計画水質の根拠が不明確である。そのため、ばいじん以外の受入廃棄物の性状を示した上で、<u>予測の前提となる計画水質の根拠を明らかにすること。</u>【答申】</p>	<p><u>ア 追加 (2 (2) 排水計画 イから移動)</u></p>
<p>図書 2-32, 別添-34</p>	<p>イ 受け入れる一般廃棄物のばいじんについて、塩化物イオンを含む浸出水の発生防止のため、既設の処分場と同様の対策としてシートで分離した区画に埋め立てる分離埋立を行うとしているが、現状において高濃度の塩化物イオンが検出されていることから、具体的な施工方法を示すとともに、その妥当性を説明すること。【指導】</p>	<p><u>イ 追加 (2 (2) 排水計画 ウから移動)</u></p>
<p>図書 6-28, 別添-31 参考 74</p>	<p>ウ <u>供用時における排水中の塩化物イオン濃度について、浸出水処理設備の凝集沈殿処理工程で塩化物を含む薬剤を使用する場合は、その影響も含めて環境影響評価を行うこと。</u>【答申】</p> <p>(3) <u>削除 (3 (2) に集約)</u></p> <p><u>削除 (3 (2) 大気質、騒音及び振動 ウ に移動)</u></p>	<p><u>ウ 新規追加 (浸出水処理設備内で塩化物を含む薬剤を使用していることを受けて追加)</u></p> <p>(3) 騒音及び振動</p> <p>施工時及び供用時の車両の走行による騒音及び振動について、配慮が特に必要な学校等の施設への影響が適切に把握できるよう、必要に応じて調査・予測地点を追加すること。</p>

<p>図書 2-8 参考 69</p>	<p>(4) 悪臭</p> <p>ア 第三処分場(3-2)の嵩上げ工事において、既設の(3-2)処分場の上面に敷設されているシートを除去して工事を実施する<u>場合</u>に悪臭の発生が予想されることから、工事の実施時における悪臭について、必要に応じて環境影響評価を行うこと。[委・事]【答申】</p>	<p>(4) 悪臭</p> <p>ア 第三処分場(3-2)の嵩上げ工事において、既設の(3-2)処分場の上面に敷設されているシートを除去する際に悪臭の発生が予想されることから、必要に応じて<u>発生源</u>に含め、<u>環境影響評価</u>を実施すること。</p>
<p>図書 6-66 参考 61</p>	<p>イ 悪臭の発生源となるガス抜き管が事業区域内に多数設置され、その影響範囲は面的に捉える必要があることから、予測に当たっては、「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき、臭気の濃度分布図を作成すること。【指導】</p>	<p>イ 悪臭の発生源となるガス抜き管が<u>対象事業実施</u>区域内に多数設置され、その影響範囲は面的に捉える必要があることから、予測に当たっては、「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき、臭気の濃度分布図を作成すること。</p>
<p>図書 6-75 ～77, 別添-23</p>	<p>(5) 地形及び地質</p> <p>ア 第四処分場予定地で行う地質の性状及び分布に関するボーリング調査について、既往調査によれば、第四処分場下部の地層は、最大約55度の急傾斜とされていることから、地層の特徴を踏まえ、帯水層の連続性が確認できる位置及び深度で実施すること。【答申】</p>	<p>(5) 地形及び地質</p> <p>ア 第四処分場予定地で行う地質の性状及び分布に関するボーリング調査について、既往調査によれば、第四処分場下部の地層は、最大約55度の急傾斜とされていることから、地層の特徴を踏まえ、帯水層の連続性が確認できる位置及び深度で実施すること。</p>
<p>図書 6-75 ～78, 参考 10, 63, 71</p>	<p>イ <u>第四処分場建設に係る土地の改変による地下水の流れの変化について、事業区域及びその周辺の地形、帯水層分布及び地下水面を把握できる地点で調査を行い、帯水層内及び帯水層間の地下水の移動を考慮するなどし、適切に予測すること。また、予測結果を立体図等により分かりやすく整理した上で、現在も保有水の漏洩対策を継続している第二処分場周辺の地下水の流れに及ぼす影響を評価すること。</u>[委・事]【答申】</p>	<p>イ <u>漏洩のあった第二処分場の上流側で土地の改変を行う計画であることを踏まえ、帯水層の分布及び帯水層ごとの地下水流動について整理し、平面図や断面図等で分かりやすく示すこと。また、整理した結果を基に、第二処分場の保有水漏洩に対する措置への影響の有無について説明すること。</u>[委・事]</p>

<p>図書 3-220 参考 55</p>	<p>ウ 地下水及び湧水について、「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき、聴き取り調査により周辺住居における利用状況を把握すること。また、その結果を踏まえ、地下水の流れの変化について、適切な範囲を設定し、予測及び評価を行うこと。[委・事]【答申】</p>	<p>ウ 地下水や湧水について、「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき、聴き取り調査により周辺住居における利用状況を把握すること。また、利用状況を踏まえ、地下水の流れの変化について、適切な影響範囲において予測及び評価を行うこと。[委・事]</p>
<p>図書 2-2, 6-80~91 参考 5, 6, 54, 64</p>	<p>(6) 植物 第四処分場予定地に生育する重要な種について、調査、予測及び評価の結果、環境保全措置として移植を行う場合には、将来的な施設の増設により再移植を行うことがないよう適切な移植地を選定すること。【指導】</p>	<p>(6) 植物 第四処分場予定地に生育する重要な種について、調査、予測及び評価の結果、環境保全措置として移植を行う場合には、将来的な施設の増設により再移植を行うことがないよう適切な移植地を選定すること。</p>
<p>図書 6-107 参考 66</p>	<p>(7) 動物 定点で行う動物のトラップ調査及び自動撮影調査について、工事の実施及び供用の前後の影響が把握できるよう、施設の設置等による土地の改変により消失する地点以外で生息環境として一定のまとまりをもつ区域の中から、地点を設定すること。【答申】</p>	<p>(7) 動物 定点で行う動物のトラップ調査及び自動撮影調査について、施工及び供用の前後の影響が把握できるよう、施設の設置等による土地の改変により消失する地点以外で生息環境として一定のまとまりをもつ区域の中から、地点を設定すること。</p>